

# 水産業協同組合法施行規程

(平成二十年二月二十八日)

(農林水産省告示第三百十六号)

改正 平成20年11月25日農林水産省告示第1684号

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、水産業協同組合法施行令(平成五年政令第三百二十八号)及び水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号)の規定に基づき、水産業協同組合法施行規程を次のように定める。

## 水産業協同組合法施行規程

(取引の通常の条件に照らして組合に不利益を与える取引等を行うことが必要な場合)

第一条 水産業協同組合法施行規則(以下「規則」という。)第八条第三号の農林水産大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合は、共済水産業協同組合連合会(以下「連合会」という。)が、その特定関係者(水産業協同組合法(以下「法」という。)第百条の八第一項において準用する第十一条の十二に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)の解散又は事業の全部の譲渡に際し、当該連合会の取引の通常の条件に照らして当該連合会に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければならない当該連合会により大きな不利益を生ずるおそれがあるときとする。

(共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準)

第二条 法第十五条の三(法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により主務大臣が定める共済金等(法第十五条の三に規定する共済金等をいう。以下同じ。)(の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率が二百パーセント以上であることとする。

法第15条の3第1号に掲げる額

(法第15条の3第2号に掲げる額) ×

1  
2

(出資金、準備金等の計算)

第三条 規則第十四条第一項第五号の農林水産大臣が定める率は、百分の九十(法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合、法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合又は連合会(以下「共済事業実施組合」という。))が有するその他有価証券(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。))第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。)(の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百)とする。

2 規則第十四条第一項第六号の農林水産大臣が定める率は、百分の八十五(共済事業実施組合が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、百分の百)とする。

3 規則第十四条第一項第七号の農林水産大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

一 解約返戻金等超過額 将来の共済金等及び契約者割戻し(法第十五条の十三第一項(法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。))に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。

(の支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額)

二 将来利益(将来の契約者割戻しの額を引き下げることによりリスク対応財源として期待できる利益をいう。)) 直近の五事業年度の契約者割戻準備金繰入額の平均値に相当する額又は直近の事業年度の契約者割戻準備金繰入額のいずれか小さい額に百分の五十を乗じた額

三 税効果相当額(任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。)) 次の算式により得られる額(繰延税金資産(税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。))の額が零である共済事業実施組合(繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額がある

ものに限る。)にあつては、零とする。)

$$A \times \frac{t}{(1-t)}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定める通りとする。

A 貸借対照表の純資産の部の剰余金の額から、剰余金の処分として支出する額及び利益準備金に積み立てる額並びにこれらに準ずるものの額の合計額を控除した額(当該控除した額が零未満となる場合には、零)

t 繰延税金資産及び繰延税金負債(税効果会計の適用により負債として計上されるものをいう)

。以下同じ。)の計算に用いた法定実効税率(財務諸表等規則第八条の十二第一項第二号に規定する法定実効税率をいう。)

(リスクの合計額)

第四条 規則第十五条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

この算式の中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

R<sub>1</sub> 一般共済リスク相当額(次条第一項第一号に掲げる額をいう。)

R<sub>2</sub> 巨大災害リスク相当額(次条第一項第二号に掲げる額をいう。)

R<sub>3</sub> 予定利率リスク相当額(規則第十五条第二号に掲げる額をいう。)

R<sub>4</sub> 財産運用リスク相当額(規則第十五条第三号に掲げる額をいう。)

R<sub>5</sub> 経営管理リスク相当額(規則第十五条第四号に掲げる額をいう。)

(各リスクの計算)

第五条 規則第十五条第一号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

一 一般共済リスク相当額として、別表第一の上欄に掲げるリスクの種類ごとの同表中欄に定めるリスク対象金額に、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られる額に基づき、次の算式により計算した額

$$\left\{ \left[ (A + B)^2 + C^2 \right]^{1/2} + D + E + G + H \right\}^2 + F^2 + I^2$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 普通死亡リスク相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げる普通死亡リスクに相当する額として得られる額をいう。)

B 災害死亡リスク相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げる災害死亡リスクに相当する額として得られる額をいう。)

C 生存保障リスク相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げる生存保障死亡リスクに相当する額として得られる額をいう。)

D 災害入院リスク相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げる災害入院リスクに相当する額として得られる額をいう。)

E 疾病入院リスク相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げる疾病入院リスクに相当する額として得られる額をいう。)

F 火災リスク相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げる火災リスクに相当する額として得られる額をいう。)

G 傷害リスク相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げる傷害リスクに相当する額として得られる額をいう。)

H その他のリスク(生命)相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げるその他のリスク(生命)に相当する額として得られる額をいう。)

I その他のリスク(損害)相当額(この号の規定により別表第一の上欄に掲げるその他のリスク(損害)に相当する額として得られる額をいう。)

二 巨大災害リスク相当額として、次に掲げるリスク相当額のうちいずれか大きい額

イ 地震災害リスク相当額（阪神・淡路大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定支払共済金額から再保険回収予想額を控除した額）

ロ 風水害リスク相当額（平成三年の台風十九号に相当する規模の台風が発生したときの推定支払共済金額から再保険回収予想額を控除した額）

2 規則第十五条第二号に掲げる額は、責任準備金（法第十五条の十（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の予定利率ごとに当該予定利率を別表第二の上欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乘以て得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第十五条第三号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第三の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額から、分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。）として当該合計額に百分の三十を乗じた額を控除して計算するものとする。

4 規則第十五条第三号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第四の上欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

5 規則第十五条第三号ハに掲げる額は、別表第五の上欄に掲げるリスク対象資産の額を同表の中欄に掲げる法人の業務形態に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

6 規則第十五条第三号ニに掲げる額（以下「デリバティブ取引リスク相当額」という。）は、次に掲げる額を合計して算定するものとする。

一 先物取引に係るリスク相当額として別表第六の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている）と認められる場合には

、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額）に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額

二 オプション取引に係るリスク相当額として別表第七の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める対象取引残高の算定方法により算定した対象取引残高（共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っている）と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額）に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額の合計額

三 スワップ取引等に係るリスク相当額として次のいずれかの方式により計算した額の合計額に「パーセント」を乗じた額  
イ オリジナル・エクスポージャー方式（別表第八の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める原契約期間の区分により区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乘以て計算する方式をいう。）  
ロ カレント・エクスポージャー方式（次に掲げる金額を合計する方式をいう。）

(1) スワップ取引等をデリバティブ取引リスク相当額算出時点における市場の実勢条件による評価により算出した再構築コストの金額（零未満となる場合には、零）

(2) (1)のスワップ取引等が、法的に有効な相対ネットティング契約下にある場合には、ネット再構築の金額（零未満となる場合には、零）又は(1)に掲げる金額

(3) 別表第九の上欄に掲げる取引の種類に応じ、同表の中欄に定める残存期間の区分により区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乘以て得た金額（以下「グロスのアドオン」という。）

(4) (3)の別表第九の上欄に掲げる取引が、法的に有効な相対ネットティング契約下にある場合には、次の算式により計算した金額（以下「ネットのアドオン」という。）又はグロスのアドオン

ネットのアドオン = 0.4 × グロスのアドオン + 0.6 ×

グロスのアドオン

ネット

7 繰上トテ

規則第十五条第三号ホに掲げる額は、次に掲げる額を合計して算定するものとする。

一 再保険リスク相当額として別表第十の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

二 再保険回収リスク相当額として別表第十一の上欄に掲げるリスク対象金額に同表の下欄に定めるリスク係数を乗じた額

8 規則第十五条第四号に掲げる額は、同条第一号から第三号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第十二の上欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の下欄に定めるリスク係数を乗じて算定するものとする。

(共済代理店の業務)

第六条 規則第四十八条第一項第八号ハの農林水産大臣が定める業務は、共済事業実施組合の行う共済事業（法第十五条の二第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する共済事業をいう。）に係る共済契約の締結の代理又は媒介とする。

(異常危険準備金の積立基準)

第七条 規則第五十八条第六項第一号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金」という。）は、共済規程（法第十五条の二第一項の共済規程をいう。以下同じ。）に基づき共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡（死亡の原因を問わない）すべての死亡をいう。以下同じ

二 掛金積立金（規則第五十八条第一項第一号の共済掛金積立金をいう。以下同じ。）を差し引いた金額をいう。以下同じ。○に千分の○

三 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額（不慮の事故により死亡した場合に支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に千分の○・〇〇六を乗じて

得た額

三 生存保障リスク 当該事業年度末の生存を事由として年金を支払うことを主たる目的とする共済（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二百二十八条第三項の共済の契約に基づき行うものを除く。以下「年金共済」という。）に係る共済掛金積立金の金額に千分の一を乗じて得た額

四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額（災害により入院した場合の一日当たりを支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に千分の十八を乗じて得た額

五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額（疾病により入院した場合の一日当たりを支払われる給付金の共済契約上の額面金額を合計した金額をいう。以下同じ。）に千分の三十六を乗じて得た額

六 火災リスク、傷害リスク、地震災害リスク及び風水災害リスク 当該事業年度におけるそれぞれのリスクに係る収入危険共済掛金に千分の五十を乗じて得た額（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第五十七条の五第一項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる限度額（以下「算入限度額」という。）を下回る場合にあつては、算入限度額）

七 その他のリスク（生命） 共済規程に定める額（共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の収入危険共済掛金（第一号から第五号までに掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の三十四を乗じて得た額）

八 その他のリスク（損害） 共済規程に定める額（共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の収入危険共済掛金（第六号に掲げるリスクに係る共済掛金を除く。）に千分の五十を乗じて得た額）

2 規則第五十八条第六項第二号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金」という。）は、規則第十五条第二号に掲げる額に千分の百を乗じて得た額及び責任準備金（同号の予定利率リスクを有するものに限り。次条第二項において同じ。）の金額に千分の一を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 異常危険準備金 又は異常危険準備金 のうち、次条の積立限度額

を超えることにより積み立てない額がある場合には、これを他の異常危険準備金に積み立てることができるものとする。

(異常危険準備金の積立限度)

第八条 異常危険準備金Ⅰの積立ては、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を限度とする。ただし、自然災害を担保する共済契約その他積立限度を設けることが適当でない共済契約については、積立限度を設けないものとする。

- 一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険共済金額に千分の〇・六を乗じて得た額
  - 二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡共済金額に千分の〇・〇六を乗じて得た額
  - 三 生存保障リスク 当該事業年度末の年金共済に係る共済掛金積立金の金額に千分の十を乗じて得た額
  - 四 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院共済金日額に千分の百八十を乗じて得た額
  - 五 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院共済金日額に千分の三百六十を乗じて得た額
  - 六 火災リスク及び傷害リスク 当該事業年度の収入危険共済掛金に二を乗じて得た額
  - 七 その他のリスク(生命) 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の収入危険共済掛金(第一号から第五号までに掲げるリスクに係るものを除く。)に千分の三百四十を乗じて得た額)
  - 八 その他のリスク(損害) 共済規程に定める額(共済規程に記載のないものについては、当該事業年度の収入危険共済掛金(第六号に掲げるリスクに係るものを除く。)に二を乗じて得た額)
- 2 異常危険準備金の積立ては、規則第十五条第二号に掲げる額及び責任準備金の金額に百分の三を乗じて得た額の合計額を限度とする。

(異常危険準備金の取崩基準)

第九条 異常危険準備金Ⅰは、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

- 一 危険差損(実際の危険率が予定危険率より高くなった場合に生ず

る損失をいう。以下同じ。)がある場合において、当該危険差損のてん補に充てるとき。

二 租税特別措置法第五十七条の五第七項の規定に基づき異常危険準備金の金額の一部が益金の額に算入されたことにより税負担が生じた場合において、当該税負担に充てるとき。

三 異常危険準備金の一部を財源として契約者割戻しを行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

2 異常危険準備金は、次に掲げる場合を除き、取り崩してはならない。

- 一 利差損(資産運用による実際の利回りが予定利率より低くなった場合に生ずる損失をいう。以下同じ)がある場合において、当該利差損のてん補に充てるとき。
- 二 異常危険準備金の一部を財源として契約者割戻しを行う場合において、当該契約者割戻しのための準備金の積立てに充てるとき。

(既発生未報告支払備金)

第十条 規則第六十一条第一項第二号の農林水産大臣が定める金額は、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が零を下回った場合には、零とする。

- 一 支払備金の計算の対象となる事業年度(以下「対象事業年度」という。)の前事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の共済金等の支払額を对象事業年度の前事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額
- 二 対象事業年度の二事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の共済金等の支払額を对象事業年度の二事業年度前の事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額
- 三 対象事業年度の三事業年度前の事業年度末の既発生未報告支払備金積立所要額に、対象事業年度の共済金等の支払額を对象事業年度の三事業年度前の事業年度の共済金等の支払額で除して得られた率を乗じて得られた金額

(既発生未報告支払備金積立所要額)

第十一条 前条の既発生未報告支払備金積立所要額は、次の各号に掲げ

る共済の種類に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 短期損害共済契約（一定の偶発の事故によつて生じることのある損害をてん補することを約し共済掛金を収受する共済契約で、共済掛金積立金を積み立てないものをいう。以下同じ。） 当該各事業年度の前年度の末日以前に共済責任が開始された契約で当該各事業年度の末日以前に発生した共済事故に關し、当該各事業年度の翌事業年度に支払つた共済金等の額と当該事業年度の翌事業年度の普通支払備金の額（規則第六十一条第一号に掲げる金額をいう。以下同じ。）の合計額から当該各事業年度の普通支払備金の額を控除した額

二 長期損害共済契約（一定の偶発の事故によつて生じることのある損害をてん補すること及び傷害又は疾病を原因とする人の死亡、状態又は治療を受けたことに関し、一定額の共済金を支払うこと又はこれらによつて生じることのある当該人の損害をてん補することを約し共済掛金を収受する共済契約で、共済掛金積立金を積み立てるものをいう。以下同じ。） 当該各事業年度の年応当日の前日以前に発生した共済事故に關し、当該各事業年度の翌事業年度に支払つた共済金（共済掛金積立金の取崩しによるものを除く。）の額と当該各事業年度の翌事業年度の普通支払備金の額の合計額から当該各事業年度の普通支払備金の額を控除した額

三 生命共済契約（前二号に掲げる共済契約以外の共済契約をいう。以下同じ。） 当該各事業年度の末日以前に発生した共済事故に關し、当該各事業年度の翌事業年度に支払つた共済金（共済掛金積立金の取崩しによるものを除く。）の額と当該各事業年度の翌事業年度の普通支払備金の額の合計額から当該各事業年度の普通支払備金の額を控除した額

（第十条各号に掲げる共済金等の支払額）

第十二条 第十条各号の共済金等の支払額は、次の各号に掲げる共済の種類に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 短期損害共済契約 当該各事業年度の前年度の末日以前に共済責任が開始された契約で当該各事業年度の末日以前に発生した共済事故に關し、当該各事業年度に支払つた共済金の額と当該各事業年度の普通支払備金の額の合計額

二 長期損害共済契約 当該各事業年度の年応当日の前日以前に発生

した共済事故に關し、当該各事業年度に支払つた共済金の額と当該各事業年度の普通支払備金の額の合計額

三 生命共済契約 当該各事業年度の末日以前に発生した共済事故に關し、当該各事業年度に支払つた共済金の額と当該各事業年度の普通支払備金の額の合計額

（国内の法人の発行する株式）

第十三条 規則第六十二条第一号の農林水産大臣が定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 国内の法人の発行する株式及び新株引受権証書又は新株予約権証券

二 国内の法人に対する出資、優先出資及び預託を表示する証券又は証券

三 国内の法人の発行する株式その他に係る投資信託の受益証券若しくは投資証券又は金銭の信託の受益権を表示する証券若しくは証券及び貸付有価証券

四 その他前三号に掲げるものに準ずる資産

（外国の法人の発行する株式）

第十四条 規則第六十二条第二号の農林水産大臣が定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 外国の法人の発行する株式及び新株引受権証書又は新株予約権証券

二 外国の法人に対する出資、優先出資及び預託を表示する証券又は証券

三 外国の法人の発行する株式その他に係る投資信託の受益証券若しくは投資証券又は金銭の信託の受益権を表示する証券若しくは証券及び貸付有価証券

四 その他前三号に掲げるものに準ずる資産

（邦貨建の債券）

第十五条 規則第六十二条第一号第三号の農林水産大臣が定める資産は、日本政府（地方公共団体を含む。以下同じ。）及び日本政府と同等以上の信用力を有する外国の中央政府並びに国際機関が発行する又は元利金を保証する次に掲げる資産とする。

一 償還元本が邦貨建（先物為替予約が付されていること等により満期時又は償還時における元本の邦貨額が確定している外貨建のものを含む。以下同じ。）の債券（新株予約権付社債を含む。以下同じ。）

二 前号に掲げる債券に係る投資信託の受益証券若しくは投資証券又は金銭の信託の受益権を表示する証券若しくは証書及び貸付有価証券

三 その他前二号に掲げるものに準ずる資産

2 規則第六十二条第一項第四号の農林水産大臣が定める資産は、日本政府及び日本政府と同等以上の信用力を有する外国の中央政府並びに国際機関以外の者が発行する又は元利金を保証する次に掲げる資産とする。

一 償還元本が邦貨建の債券

二 前号に掲げる債券に係る投資信託の受益証券若しくは投資証券又は金銭の信託の受益権を表示する証券若しくは証書及び貸付有価証券

三 その他前二号に掲げるものに準ずる資産

（外貨建の債券）

第十六条 規則第六十二条第一項第五号の農林水産大臣が定める資産は、日本政府及び日本政府と同等以上の信用力を有する外国の中央政府並びに国際機関が発行する又は元利金を保証する次に掲げる資産とする。

一 償還元本が外貨建（先物為替予約が付されていること等により満期時又は償還時における元本の邦貨額が確定しているものを除く。以下同じ。）の債券

二 前号に掲げる債券に係る投資信託の受益証券若しくは投資証券又は金銭の信託の受益権を表示する証券若しくは証書及び貸付有価証券

三 その他前二号に掲げるものに準ずる資産

2 規則第六十二条第一項第六号の農林水産大臣が定める資産は、日本政府及び日本政府と同等以上の信用力を有する外国の中央政府並びに国際機関以外の者が発行する又は元利金を保証する次に掲げる資産とする。

一 償還元本が外貨建の債券

二 前号に掲げる債券に係る投資信託の受益証券若しくは投資証券又は金銭の信託の受益権を表示する証券若しくは証書及び貸付有価証券

三 その他前二号に掲げるものに準ずる資産

（外貨建の預金及び貸付金等）

第十七条 規則第六十二条第一項第七号の農林水産大臣が定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 償還元本が外貨建の預金

二 償還元本が外貨建の貸付金

三 償還元本が外貨建の貸付債権信託の受益証券

四 その他前三号に掲げるものに準ずる資産

（金融機関の範囲）

第十八条 規則第六十九条第一項一号の農林水産大臣の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一 信用金庫

二 信用協同組合

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項

第三号の事業を行う農業協同組合

（株式の範囲）

第十九条 規則第六十九条第二項一号の農林水産大臣の指定する株式は、国内の金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式とする。

（債券の範囲）

第二十条 規則第六十九条第二項二号の農林水産大臣の指定する債券は、次に掲げる債券とする。

一 金融機関以外の株式会社が発行する債券

二 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関（その機関の本店又は主たる事務所の所在する国の政府が主たる出資者となっている機関をいう。）又は外国の銀行その他の金融機関が本邦通貨で発行する債券

(金銭の信託の範囲)

第二十一条 規則第六十九条第二項第三号の農林水産大臣の指定する金銭の信託は、信託の終了により委託者に交付される信託財産が次に掲げるものである金銭の信託とする。

一 規則第六十九条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第二号に規定する債券

二 規則第六十九条第一項第五号又は第二項第四号に規定する受益証券

三 規則第六十九条第二項第一号に規定する株式

四 規則第六十九条第二項第五号に規定する金銭債権

五 規則第六十九条第二項第六号に規定する債券

六 金銭

(金銭債権の範囲)

第二十二条 規則第六十九条第二項第五号の農林水産大臣の指定する金銭債権は、次に掲げる証書をもって表示される金銭債権とする。

一 譲渡性貯金又は譲渡性預金(払戻しについて期限の定めがある貯金又は預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。)の貯金証書又は預金証書

二 コマーシャル・ペーパー

三 住宅抵当証書

四 金銭債権を信託する信託の受益権証書

五 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一条第一項に規定する抵当証券

(金銭の貸付けの範囲)

第二十三条 規則第七十条第一項第五号の農林水産大臣の指定する金銭の貸付けは、次に掲げるものとする。

一 法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会に対する貸付け

二 金融機関に対する貸付け(前号に規定するものを除く。)

三 共済契約に基づき、当該共済契約に係る共済掛金積立金の額の範囲内において行う貸付け

(運用する財産の額が制限される債券の取得等)

第二十四条 規則第七十条第二項第四号の農林水産大臣の指定するものは、次に掲げるものとする。

一 無担保の債券であつて、企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関(以下「指定格付機関」という。)からAAA格相当以上の格付が付与されていないものの取得(次に掲げるものを除く。)

イ 指定格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している者が発行した債券又は当該格付を取得している者がその元本の償還及び利息の支払について保証した債券の取得

ロ 金融商品取引所に上場している株式の発行者である会社又はこれに準ずる会社であつて我が国に本拠を有するもの(以下「上場会社等」という。))が発行した債券又は当該者がその元本の償還及び利息の支払について保証した債券の取得

ハ OECD諸国(経済協力開発機構の加盟国及び国際通貨基金の一般借入取極により国際通貨基金と特別な貸付取極を締結している国をいう。以下同じ。)の政府、地方公共団体、政府関係機関若しくは公企業若しくは国際機関が発行した債券又はこれらの者がその元本の償還及び利息の支払について保証した債券の取得

二 前条第一号及び第二号に掲げる貸付けであつて、貸付期間が十年を超えるもの

三 指定格付機関からBBB格相当以上の格付を取得している者及び上場会社等以外の者に対する無担保の有価証券の貸付け(次に掲げるものを除く。)

イ 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社に対する有価証券の貸付け

ロ OECD諸国の政府、地方公共団体、政府関係機関若しくは公企業又は国際機関に対する有価証券の貸付け

2 前項第一号ハ及び第三号ロの政府関係機関とは、次に掲げる法人をいう。

一 我が国において特別の法律に基づき設立された法人(株式会社及び業として預金の受入れを行う法人を除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 政府が百分の五十を超える出資をしている法人

ロ 政府が出資している法人であつて、かつ、法律の規定により、

当該法人の予算及び決算について国会の議決（承認を含む。）を経、又は主務大臣の認可若しくは承認を受けなければならない法人

二 我が国を除くOECD諸国において設立された法人であつて、次に掲げる基準に照らし、前号に掲げるものに準ずると認められるもの

イ 当該法人に対する政府の出資の状況

ロ 政府又は監督当局による当該法人の役員の任命の状況

ハ 当該法人の予算及び決算に対する議会等の承認の状況

3 第一項第一号八及び第三号ロの公企業とは、OECD諸国の政府又は地方公共団体が出資をしている法人（前項各号に該当するものを除く。）（共済組合等（勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十五条第二項に規定する共済組合等をいう。）その他これらに準ずるものをいう。）

（同一人に対する金銭の貸付けから除外するもの）

第二十五条 規則第七十条第三項第二号の農林水産大臣が指定するものは、第二十三条第三号に掲げる貸付けとする。

（共済計理人の確認業務に係る基準）

第二十六条 規則第七十四条の農林水産大臣が定める基準は、社団法人日本アクチュアリー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクチュアリー会という名称で設立された法人をいう。）が作成し、農林水産大臣が認定した基準とする。

（関連業務として債権管理回収業等に付随する業務を営む場合に満たすべき基準）

第二十七条 規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号の農林水産大臣の定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 他人から譲り受けて訴訟、調停、和解その他の手段によつて特定金銭債権（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する特定金銭債権をいう。以下同じ。）の管理及び回収を行う業務又は同法第十二条第一号に掲げる業務（他人から譲り受けて特定金銭債権の管理又は回収を行う業務に限る。）に付随して、それらの特定金銭債権に係る担保権の目的で

ある不動産（担保権の目的が土地である場合にあつては当該土地の隣地、担保権の目的が建物である場合にあつては当該建物の所在する土地及びその隣地を含む。）の取得、管理又は売却を行う業務であること。

二 特定金銭債権が、次のいずれかに該当するものであること。

イ 法第十一条第四号若しくは第十一号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（以下「信用事業共済事業実施漁業協同組合」という。）又は連合会及びそれらの子会社（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあつては法第十一条の六第二項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する子会社、連合会にあつては法第百条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この号、第五号、第三十条第二項及び第三十二条において同じ。）又はそれらの子会社が合算して、基準議決権数（信用事業共済事業実施漁業協同組合にあつては法第十七条の十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する基準議決権数、連合会にあつては法第百条の四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下同じ。）を超える数の特定会社（規則第八十五条第六号及び第八十八条第二項第五号に掲げる業務を行う会社をいう。以下同じ。）の議決権（法第十一条の六第二項前段（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する議決権をいう。以下同じ。）を取得し、又は保有している信用事業共済事業実施漁業協同組合若しくは連合会から当該特定会社が取得した債権

ロ 買取会社（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省令第二号。以下「命令」という。）第二十六条第一号農林水産省令第二号。以下「命令」という。）第二十三条及び規則第八十八条第一項第二十二号に規定する買取会社をいう。以下同じ。）が信用事業共済事業実施漁業協同組合又は連合会から買い取つた不動産担保付債権であつて、特定会社が当該買取会社から取得したもの

ハ 命令第二十六条第三項第十三号に規定する業務を営む子会社が信用事業共済事業実施漁業協同組合から買い取つた不動産担保付債権であつて、特定会社が当該子会社から取得したもの

- 二 推進法人（漁業協同組合合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）第九条第一項に規定する推進法人をいう。以下同じ。）が信用事業共済事業実施漁業協同組合から買い取った不動産担保付債権であつて、特定会社が当該推進法人から取得したもの
- 三 特定会社は、取得した不動産に関し、必要に応じて、整地、当該土地に適切な建築物の建設、隣地の購入等を行い、当該不動産の価値の向上のための有効利用に努めること。
- 四 特定会社は、取得した不動産の円滑な売却に努めること。
- 五 特定会社は、前二号に掲げる行為を行うに当たつては、信用事業共済事業実施漁業協同組合若しくは連合会又はそれらの子会社が、合算して、基準議決権数を超える議決権を取得し、又は保有している会社が営むことが適当でない業務を営まないこと。

#### （リース業務の範囲等）

- 第二十八条 規則第八十五条第八号及び第八十八条第二項第十六号の農林水産大臣が定める基準は、各事業年度において、それぞれ当該各号に掲げるリース物品等を使用させる業務（以下「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでに掲げる要件のいずれも満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。
- 2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社として有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

（会社が主として共済事業実施漁業協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準）

第二十九条 法第十七条の第十四第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）の場合において、法第十一条第一項第十一号の事業を行う漁業協同組合又は法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う水産加工業協同組合（信用事業共済事業実施漁業協同組合を除く。以下「共済事業実施漁業協同組合」という。）の行う事業のために従属業務（法第十七条の第十四第一項第一号（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む子会社（法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）が、主として当該共済事業

実施漁業協同組合の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの主務大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- 一 各事業年度において、命令第二十六条第一項第一号から第二十一号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条において「それぞれの業務」という。）につき、当該共済事業実施漁業協同組合（同項第二号に掲げる業務については、当該共済事業実施漁業協同組合の役員を含む。）及びその子会社からの収入の額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。
- 二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該共済事業実施漁業協同組合からの収入があること。

（共済事業実施組合又はその子会社が基準議決権数を超えて有する議決権の処分に關する基準）

第三十条 共済事業実施組合又はその子会社が、法第十七条の第十四第四項各号（法第九十六条第一項において準用する場合及び法第百条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に掲げる場合に該当して国内の会社（共済事業実施漁業協同組合にあつては法第十七条の第十五第一項（法第九十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する国内の会社、連合会にあつては法第百条の四第一項に規定する国内の会社をいう。以下同じ。）の議決権を当該各号に定める日（以下「当初保有日」という。）における基準議決権数を超えて有することとなる時（次項に該当するときを除く。）は、当該共済事業実施組合又はその子会社は、当初保有日から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までにその有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、当初保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該超える部分の議決権の全部を処分しなければならない。ただし、当初保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該共済事業実施組合又はその子会社が有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることとなるときは、その有する議決権のうち当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足

りる。

2 共済事業実施組合又はその子会社が基準議決権数を超えて国内の会社の議決権を有している場合において、当該共済事業実施組合又はその子会社が法第十七条の第十五第四項各号に掲げる場合に該当して当該国内の会社の議決権の新たな保有（以下「新規保有」という。）をすることとなったときは、当該共済事業実施組合又はその子会社は、当該各号に定める日（以下「新規保有日」という。）から二年六月を経過する日（以下この項において「中間処分基準日」という。）までに当該新規保有に係る議決権の数を二で除して得た数以上の議決権を処分し、新規保有日から五年を経過する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに当該新規保有に係る議決権の全部を処分しなければならぬ。ただし、新規保有日から中間処分基準日又は処分基準日までの間にその基準議決権数が増加し、これらの処分を行えば当該共済事業実施組合又はその子会社が有する当該国内の会社の議決権の数が当該中間処分基準日又は当該処分基準日における基準議決権数を下回ることは、その有する議決権のうち当該基準議決権数を超える部分の議決権を処分すれば足りる。

3 前二項に規定する共済事業実施組合又はその子会社は、その有する国内の会社の議決権の数が基準議決権数を超えないこととなるまでは、次に掲げる場合を除き、その有する当該国内の会社の議決権の数又は当該国内の会社の総株主等の議決権に占める共済事業実施組合又はその子会社の有する議決権の割合を増加させてはならない。

一 法第十七条の第十五第二項本文（法第九十六条第一項において準用する場合及び法第百条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事由に該当する場合

二 法第十七条の第十五第四項各号に掲げる場合

（主として連合会又はその子会社の営む業務のために営む業務に関する基準）

第三十一条 規則第八十七条第五項ただし書の農林水産大臣が定める基準は、各事業年度において、規則第八十八条第一項第一号から第十九号までに掲げるそれぞれの業務につき、連合会（規則第八十八条第一項第二号に掲げる業務については、連合会の役員を含む。）の子会社及び連合会の会員である漁業協同組合又は水産加工業協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下

回らないこととする。

（会社が主として連合会の行う事業等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準）

第三十二条 法第百条の三第一項第四号の場合において、連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のために従属業務（法第百条の三第四項第一号に規定する従属業務をいう。以下この条において同じ。）を営む子会社が、主として当該連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの主務大臣が定める基準は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 各事業年度において、規則第八十八条第一項第一号から第十九号までに掲げるそれぞれの業務（以下この条において「それぞれの業務」という。）につき、当該連合会（同項第二号に掲げる業務については、当該連合会の役員を含む。次項において同じ。）の子会社及び連合会の会員である漁業協同組合又は水産加工業協同組合からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該連合会又はその子会社のいずれかからの収入があること。

2 法第百条の三第六項において、連合会の行う事業のために従属業務を営む子会社が、主として当該連合会の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、各事業年度において、それぞれの業務につき、当該連合会及びその会員である漁業協同組合又は水産加工業協同組合からの収入の額の合計額の総収入に占める割合が百分の五十を下回らないこととする。

（組合員の営む漁業に密接に関連する事業）

第三十三条 水産業協同組合法施行令（以下「令」という。）第十一条

- 一 水産物の流通の事業
- 二 水産物の冷凍又は冷蔵の事業
- 三 氷の生産又は流通の事業
- 四 水産用資材の生産又は流通の事業

（定款の変更の認可を要しない軽微な事項）

第三十四条 規則第七十八條第二号の農林水産大臣の定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の名称の変更
- 二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

（払込済出資金）

第三十五条 令第十九條第一項第二号の主務大臣の指定する払込済出資金は、次に掲げる法人への払込済出資金とする。

- 一 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会又は共済水産業協同組合連合会
- 二 農林中央金庫
- 三 農業信用基金協会

（規則第二百四條第一項の規定による自己資本の額の調整）

第三十六條 規則第二百四條第一項の農林水産大臣が必要な調整を加えた自己資本の額は、漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年三月二十八日 金融庁 農林水産省 告示第三号）第四条に規定する基本的項目の額とする。

（余裕金の運用としての預け金をする金融機関）

第三十七條 令第二十二條第一項第一号の農林水産大臣の指定する金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

- 一 信用金庫
- 二 信用協同組合
- 三 農業協同組合法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合

（貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

第三十八條 規則第二百十八條第二項及び第三項の農林水産大臣が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

- 一 法第十五條の十二の価格変動準備金の額
- 二 規則第五十八條第一項第三号の異常危険準備金の額

- 三 将来の共済金等及び契約者割戻しの支払に備えて積み立てている準備金のうち、保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した共済金等の支払相当額及び共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額の合計額を超える額
- 四 その他有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金負債に相当する額

別表第一（第五條第一項第一号関係）

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険共済金額	〇・〇六%
災害死亡リスク	災害死亡共済金額	〇・〇〇六%
生存保障リスク	年金共済期末責任準備金額	—
災害入院リスク	災害入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・三%
疾病入院リスク	疾病入院共済金日額×予定平均給付日数	〇・七五%
火災リスク	正味経過危険共済掛金と正味支払共済金額のうちいずれか大きい額	三十三%
傷害リスク		二十六%
その他のリスク（生命）		三十四%
その他のリスク（損害）		三十四%

備考

- 一 リスク対象金額は、出再額を控除した額とする。

- 二 正味支払共済金額は、大規模災害（火災リスクにおける一回の災害に対する正味支払共済金額が正味経過危険共済掛金の三十三%を上回る災害をいう。）に係る額を除き、直近の三事業年度の平均値を用いる。
- 三 その他のリスク（生命）及びその他のリスク（損害）については、共済規程に当該リスクに係る算出方法が記載されている場合には、当該書類に定める方法により計算した額とする。

別表第二（第五条第二項関係）

予定利率の区分	リスク係数
〇・〇%を超え二・〇%以下の部分	〇・〇一
二・〇%を超え三・〇%以下の部分	〇・二
三・〇%を超え四・〇%以下の部分	〇・四
四・〇%を超え五・〇%以下の部分	〇・六
五・〇%を超え六・〇%以下の部分	〇・八
六・〇%を超える部分	一・〇

別表第三（第五条第三項関係）

リスク対象資産の区分	リスク係数
国内株式	十%
外国株式	十%
邦貨建債券	一%

外貨建債券、外貨建貸付金等	五%
不動産（国内土地）	五%

備考

- 一 外貨建債券、外貨建貸付金等からは、為替予約が付されていることにより決済時における邦貨額が確定しているもの及び外貨建負債残高を控除する。
- 二 リスク対象資産からは、子会社等（法第五十八条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ）に対する出資・貸付金を除く。
- 三 邦貨建債券のうち、財務諸表等規則第八条第二十項に規定するものは除く。

別表第四（第五条第四項関係）

リスク対象資産の区分	貸付金	リスク係数
	債券	
	預貯金	
	ランク1	〇%
	ランク2	一%
短資取引	ランク3	四%
	ランク4	三十%
		〇・一%

備考

- 一 この表において、「ランク1」、「ランク2」、「ランク3」及び「ランク4」とは、それぞれ次に定めるとおりとする。
- イ ランク1 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関の保証するもの並びに貸付け等をいう。
- (1) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関
- (2) OECD諸国の中央政府及び中央銀行

- (3) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業  
 (4) (1)から(3)までに掲げる者の保証するもの  
 (5) 共済契約貸付（共済証書貸付、共済掛金振替貸付）  
 (3) ランク2 次に掲げる政府その他の機関等への与信及び当該機関の保証するもの並びに貸付け等をいう。  
 (1) ランク1の(1)に該当しない国の中央政府、中央銀行及び国際機関  
 (2) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業  
 (3) 我が国及び外国の金融機関  
 (4) ① ② ③ ④ 格相当以上の格付を有する者  
 (5) (1)から(4)までに掲げる者の保証するもの  
 (6) 有価証券、不動産等を担保とする与信  
 (7) 信用保証協会又は漁業信用基金協会の保証する与信  
 (8) ランク3 ランク1及びランク2に該当せず、ランク4に掲げる事由が発生していない先への与信等をいう。  
 (2) ランク4 破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権又は貸付条件緩和債権をいう。  
 (2) 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。  
 (3) リスク対象資産からは、子会社等に対する貸付金を除く。  
 (4) 短資取引の相手先が別表第四の備考第一号二に規定するランク4（以下「ランク4」という。）に相当する状態となった場合には、リスク係数を三十%とする。

別表第五（第五条第五項関係）

株式	リスク対象資産				リスク係数
	法人の業務形態				
	国内会社		金融関連法人		
	海外法人	金融関連法人	非金融関連法人	非金融関連法人	
					十五%
					二十%
					十%
					十五%

国内会社及び海外法人にかかわらずランク4に該当する子会社等	百分
-------------------------------	----

備考

- 一 この表において「金融関連法人」とは、次に掲げるものとする。
- イ 法第百条の三第一項第一号及び第二号の子会社等  
 法第百条の三第一項第四号に掲げるものうち、規則第八十八条第一項第二十一号に掲げる業務又は同項第二十三号に掲げる業務であつて同項第二十一号に掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等及び同条第二項第五号、第六号若しくは第十五号から第二十四号までに掲げる業務又は同項第二十五号に掲げる業務であつて同項第五号、第六号若しくは第十五号から第二十四号までに掲げる業務に準ずる業務を営む子会社等  
 二 この表において「非金融関連法人」とは、子会社等であつて金融関連法人以外の子会社等とする。

別表第六（第五条第六項第一号関係）

取引の種類	外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む。）		株式に係る先物取引		債券に係る先物取引		対象取引残高の算定方法	リスク係数
	買建	売建	買建	売建	買建	売建		
	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量	時価×取引単位×契約数量		
	五%	五%	十%	十%	十%	十%		

別表第七（第五条第六項第二号関係）

取引の種類	外国通貨に係るオプション取引		株式に係るオプション取引		債券に係るオプション取引	
	プット買	プット売	プット買	プット売	プット買	プット売
対象取引残高の算定方法	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量	行使価格×取引単位×契約数量
リスク係数	5%	5%	10%	10%	1%	1%

別表第八（第五条第六項第三号イ関係）

取引の種類	外国為替関連取引		原契約期間の区分	掛目
	一年以内	一年超		
金利関連取引	一年以内	一年超	一年以内	掛目
				三・〇％に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇％を差し引いて計算した掛目
				〇・五％

取引の種類	法的に有効なネットイング契約下にある外国為替関連取引		法的に有効なネットイング契約下にある金利関連取引
	一年以内	一年超	
一年超	一年以内	一年超	一年以内
乗じたものから、一・〇％を差し引いて計算した掛目	乗じたものから、〇・七五％を差し引いて計算した掛目	乗じたものから、〇・七五％を差し引いて計算した掛目	乗じたものから、〇・三五％

備考

- 一 外国為替関連取引とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引（*forward*）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 二 金利関連取引とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引（*forward*）、金利先物取引及び金値オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 三 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 四 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引、及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。
- 五 原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として原契約年数を計算する。

別表第九（第五条第六項第三号ロ(3)関係）

取引の種類	残存期間の区分	掛目

外国為替関連取引	一年以内	一・〇%
	一年超五年以内	五・〇%
	五年超	七・五%
金利関連取引	一年以内	〇%
	一年超五年以内	〇・五%
	五年超	一・五%
株式関連取引	一年以内	六・〇%
	一年超五年以内	八・〇%
	五年超	十・〇%

備考

- 一 元本を複数回交換する取引については、第五条第六項第三号口(3)及び(4)に掲げる金額を算出するに当たり、各掛目を残存交換回数倍とする。
- 二 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の設定期日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五%を下限とする。
- 三 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第五条第六項第三号口(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。
- 四 外国為替関連取引とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引(Forward)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- 五 金利関連取引とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引

- (Fina)、金利先物取引及び金値オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
- 六 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。
  - 七 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。
  - 八 原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として原契約年数を計算する。

別表第十(第五条第七項第一号関係)

リスク対象金額	リスク係数
規則第五十九条に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第六十一条第三項に基づいて積み立てないこととした支払備金	一%

備考

共済の種類ごとに出再割合が五十%を超える場合においては、当該超過部分に相当するリスク対象金額についてリスク係数を二%とする。

別表第十一(第五条第七項第二号関係)

リスク対象金額	リスク係数
未収再保険勘定	一%

別表第十二(第五条第八項関係)

対象組合の区分	リスク係数
当期末処理損失を計上している共済事業実施組合	三%

上記以外の組合

二  
%

附 則

- 1 この告示は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる告示は廃止する。
  - 一 平成十年六月十八日農林水産省告示第九百六十六号（水産業協同組合法施行令第六条第一号の規定に基づき、主務大臣の定める事業を定める件）
  - 二 平成十四年十二月二十七日農林水産省告示第九百二十六号（水産業協同組合法施行令第十九条第一項第二号及び第二十二條第一項第一号の規定に基づき、農林水産大臣の指定する払込済出資金等を定める件）
  - 三 平成十四年十二月二十七日農林水産省告示第九百二十七号（水産業協同組合法施行規則の規定に基づき、農林水産大臣の定める再保険契約の内容の条件等を定める件）